荒川区学童クラブの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年１０月３０日

荒川区長　滝　口　学

荒川区規則第８２号

荒川区学童クラブの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

荒川区学童クラブの運営に関する条例施行規則（平成１０年荒川区規則第６５号）の一部を次のように改める。

別記第１号様式を次のように改める。

別記第１号様式（第５条関係）

学童クラブ利用申請書

年　　月　　日

荒　川　区　長　　殿

ふりがな
（保護者）氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　　（　　）＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり、学童クラブの利用を申請します。

記

＊学年・年齢は　　年　月　日現在で記入してください。

ふりがな 児童名		男・女	年　月　日生
学校名	小学校　年 ※特別支援学級の場合 学級名（　　）	卒園幼稚園名又は保育園名	（　年保育）
学童クラブ申請理由			

家族構成（同居家族全員）	氏名	続柄	年齢	勤務先・学校・学年
		児童本人	歳	
			歳	
			歳	
			歳	
			歳	
			歳	

申請先の学童クラブに現在在籍中である。（はい・いいえ）

------※　この欄は記入しないでください。----------

区分	基礎 番号	数	調整 番号	数	学年	計	備考
父					年生		
母							
その他							
計							

延長利用・・・□
減免申請・・・□

学童クラブ１	
学童クラブ２	

別記第２号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第5条関係)

就業証明書

事業所(代表者)記入欄			
ふりがな 就業者氏名		生年月日	年　月　日生
勤務先	(名称) (所在地) (連絡先)		
実際の勤務地	(名称) (住所) (連絡先)		
業務の内容			
勤務形態等	(1) 週の勤務日(勤務する全ての曜日に☑をしてください) □ 月　□ 火　□ 水　□ 木　□ 金　□ 土　□ 日 (2) 週平均　日勤務 (3) 正規の勤務時間　時　分から　時　分まで ① 変則勤務の場合(☑をしてください) □ 有(別紙の勤務表による) ※直近1か月分の勤務表を添付してください。 ② 時間外勤務のある場合(正規の勤務時間以外) □ 有(週平均　日、1日当たり　時間) (4) 土曜日に勤務のある場合(☑をしてください) □ 毎週　□ 月1回　□ 月2回　□ 月3回　□ 月4回 □ その他(　)		
産前産後休暇の取得期間(予定)	年　月　日から　年　月　日まで		
育児休業の取得期間(予定)	年　月　日から　年　月　日まで		
育児短時間勤務の取得期間及び取得中勤務時間(予定)	年　月　日から 年　月　日まで 時　分から　時　分まで □勤務形態(3)②のとおり時間外勤務あり	育児短時間勤務の次年度以降の継続の有無	□ 有　□ 無 □ 未定
上記の者は、当所に　年　月　日から(□ 勤務している　□ 勤務予定である　)ことを証明します。また、勤務形態等について、上記のとおり相違ないことを証明します。 年　月　日　事業所名 代表者名			
担当者(記入者)名　　担当者(記入者)連絡先			

＊　自営業又は就業者本人しか記入担当者になり得ない場合を除き、就業者本人は、事業所(代表者)記入欄に記入しないでください。本証明書の内容について、就業先事業者等に無断で作成し、又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合がありますので、御注意ください。
記載内容に虚偽があった場合は、利用承認を取り消すことがあります。

＊　「就業証明書の記入上のお願い」をお読みいただいた上で、御記入ください。

【記入上の問合せ】荒川区教育委員会事務局　　課　　係　☎03―3802―3111　内線

通勤時間(片道)通勤方法　※保護者記入欄	
乗換案内ソフト名〔　〕	所要時間〔　時間　分〕
ルート	自宅 ⇒
理由	

＊　乗換案内ソフト等により算出し、記入してください。それ以外のルートを利用の際は、理由を書いてください。
＊　通勤時間は、自宅と職場の直行経路による時間です。保育園の送迎の時間等は含めることはできません。
＊　大幅に所要時間を超えている場合は、区が修正した内容で指数計算する場合があります。

別記第４号様式を次のように改める。

別記第４号様式（第６条関係）

学童クラブ利用承認通知書

年　　月　　日

（保護者）
様

荒川区長　印

さきに申請のありました学童クラブの利用について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

学童クラブ名	ただし、土曜日については他の学童クラブと合同で事業を行うことがあります。また、実施場所を変更することがあります。
児童氏名	
児童生年月日（学年）	
承認期間	年　月　日　から　年　月　日　まで
保育料	月額　　円 ただし、減額又は免除に該当する場合は、保育料が変更されます。

審査請求及び取消訴訟の提起に関する説明

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、荒川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、荒川区を被告として（訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

問合せ

ＴＥＬ　３８０２－３１１１（内線）

別記第６号様式を次のように改める。

別記第６号様式（第６条関係）

学童クラブ延長利用承認通知書

年　　月　　日

（保護者）
　　様

荒川区長　印

さきに申請のありました学童クラブ延長利用について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

学童クラブ名	
児童氏名	
児童生年月日（学年）	
承認期間	年　月　日から　年　月　日　まで
承認時間	時　から　時まで
延長保育料	月額　　円 ただし、減額又は免除に該当する場合は、保育料が変更されます。

審査請求及び取消訴訟の提起に関する説明

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、荒川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、荒川区を被告として（訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

問合せ

ＴＥＬ　３８０２－３１１１（内線　）

別記第９号様式を次のように改める。

別記第９号様式（第８条関係）

学童クラブ保育料等減免承認通知書

年　　月　　日

（保護者）

＿＿＿＿＿＿様

荒川区長　　印

さきに申請のありました保育料等の減免については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

学童クラブ名	
児童氏名	
減免承認期間	年　月　日から　年　月　日　　まで
減免理由	
保育料等	1月につき　　円

審査請求及び取消訴訟の提起に関する説明

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、荒川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、荒川区を被告として（訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

問合せ

TEL　３８０２－３１１１（内線）

別記第１０号様式を次のように改める。

別記第１０号様式（第８条関係）

学童クラブ保育料等減免不承認通知書

年　　月　　日

（保護者）
様

荒川区長　　印

さきに申請のありました保育料の減免について、下記の理由により不承認となりましたので通知します。

記

学童クラブ名	
児童氏名	
減免不承認の理由	
特記事項	【不承認の理由について】 「住民税非課税世帯として該当しないため」「住民税均等割のみ世帯として該当しないため」として表示されている場合は、以下のいずれかに該当します。 ・住民税の申告が済んでいないため ・世帯に住民税の所得割が課税されている方がいるため ・住民税の賦課期日（１月１日）以降に区外から区内に転入し、転入前の区市町村が発行する課税（非課税）証明の提出がないため

審査請求及び取消訴訟の提起に関する説明

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、荒川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、荒川区を被告として（訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

問合せ

TEL　３８０２－３１１１（内線　）

附　則

1　この規則は、令和８年１１月１日から施行する。

2　この規則の施行の際、改正前の別記第１号様式及び別記第２号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。